

大学院の学内における教育活動の再開について

2020年7月30日

研究科長 金村 尚彦

埼玉県立大学大学院は、6月11日から大学院生の研究活動の一部再開を決定したところですが、このたび、後期から教育活動を再開することを決定しました。

再開に当たっては、必ず以下を踏まえた上で、教員の指導、指示のもとに十分な感染対策を実行し行動してください。

なお、今後の感染状況によっては変更の可能性もあることに留意してください。

1 再開する活動・時期

(1) 対面による講義や演習等：後期から

(ただし、遠隔授業により支障がない科目は遠隔授業を実施する。)

(2) CNS 課程における実習：後期から

2 健康状態の確認について（入構条件）

以下の条件を満たす者のみ大学構内へ入構できる。

また、引き続き、行動・体調記録（任意様式）を作成すること。

① 検温を行い、発熱がないこと。

② 咳・咽頭痛などの疑わしい症状がないこと。

③ 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がないこと。

※勤務している病院施設や、アルバイト先などで感染者が確認された場合は入構を制限する。

④ 同居家族や身近な知人の感染が疑われていないこと。

⑤ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がないこと。

3 学内利用時等のルール

(1) 入構時は、学内に設置している手洗い場を活用し、手洗いを行った上で、必ず自身のハンカチ、タオル等で拭くこと。その後、学内設置のアルコールで手指消毒を行うこと。

(2) マスクを着用し、咳エチケットを徹底すること。

(3) 3密（密閉・密集・密接）の防止を徹底し、人との距離は2m、最低でも1m以上はあけるよう留意すること。

(4) 換気のために教室等の窓や扉を開けているので、閉めないようにすること。

(5) 高頻度の接触が予測される共有スペース、エレベーターなどの利用は必要最低限にすること。

(6) 学内での所在時間は、必要最低限とすること。

(7) 公共交通機関を利用する場合には、混雑した時間帯や車両を避けるなど、最大限の感染防止策を講じること。

(8) 公欠等の取扱いについては、7月2日付けの「新型コロナウイルス感染症に係る公欠等の取扱いについて」を参照してください。

4 問い合わせ先

- ・ 本通知、その他教務に関すること

事務局教務担当

Mail : kyomu@spu.ac.jp Tel : 048-973-4117

- ・ 学生生活全般に関すること

事務局学生担当

Mail : gakusei@spu.ac.jp Tel : 048-973-4116

日々、状況が変化しておりますので、必ず学内メールや大学ホームページ等により最新の情報を確認
頂くようお願いします。

以上